

文京区教育委員会 YouTube チャンネル運用ポリシー（一部抜粋）

2020文教教第2106号 令和3年2月1日制定

1 目的

このポリシーは、ソーシャルメディア活用ガイドライン（23文企広第872号）に基づき、文京区教育委員会が取得した文京区公立学校（園）公式 YouTube チャンネルの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本ポリシー

「文京区公立学校（園）公式 YouTube チャンネル」（以下「公立学校（園）公式チャンネル」という。）は、インターネットを利用して「教育委員会及び文京区公立学校（園）」（以下「各学校（園）」という。）が作成した映像を発信（限定公開に限る）することを通じ、各学校（園）の教育活動について保護者等に対して理解を深めていただくことを基本ポリシーとする。

3 用語の定義

このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

（1）YouTube

米国 Google 社が提供する動画共有サイトで、インターネット上で動画を公開することにより、不特定多数の利用者が閲覧できるサービスをいう。

（2）公立学校（園）公式チャンネル

各学校（園）が運用する YouTube のページをいう。

（3）アップロード

インターネットに接続されたコンピュータに存在するデータ（ファイルなど）を、外部公開サーバ等に転送することをいう。

（4）アカウント

YouTube を運用するために取得した権利及び登録情報をいう。

（5）コメント

投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見をいう。

4 運用方法

公立学校（園）公式チャンネルは、教育委員会が以下のとおり管理し、運用することとする。

(1) 発信する情報

公立学校（園）公式チャンネルでは、各学校（園）が作成した映像番組等を発信することとする。

(2) 公立学校（園）公式チャンネルの URL

教育委員会が定めることとする。

(3) 肖像権への対応

ア 各学校（園）は、事前に被撮影者本人及び保護者へ了承を得たうえで、公立学校（園）公式チャンネルに公開する。

イ 公立学校（園）公式チャンネルで公開した番組の被撮影者本人又は保護者から非公開とするよう申出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努める。

5 知的財産権等

著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、公立学校公式チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で利用することはできない。

6 周知、変更等

YouTube を使用する場合は、このポリシーの内容を各学校（園）のホームページ等に掲載し周知する。また、このポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨について各学校（園）のホームページ等を通じて周知する。